

議会運営委員会

平成26年11月25日午前9時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男	○飯高 昭二	小林 誠
伴 吉晴	小野 隆雄	辻 善次
中西 議長		

2. 欠席委員

嶋田 善行

3. 理事者出席者

総務部長 乾 善亮

4. 会議の書記

議会事務局長 寺田 良信 同 係 長 大塚 美季

5. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 小野委員、辻委員

委員長

おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

嶋田委員より欠席の連絡をいただいています。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。

会議録署名委員に、小野委員、辻委員を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

まず初めに、協議事項（1）平成26年第4回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

①の会期日程につきましては、9月18日の議会運営委員会で確認いたしました日程案のとおり、12月1日月曜日から12月17日水曜日までの会期17日間の会期日程で決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

平成26年第4回斑鳩町議会定例会は、12月1日から12月17日までの会期17日間ということで決定させていただきます。

次に、②の付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。

議事日程と委員会付託表とを合わせてごらんいただきたいと思います。日程順に確認をしていきたいと思います。

まず、会議録署名議員の指名、会期の決定をいたしまして、日程3から日程5まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることといたします。

次に、提出されました議案を一括上程し、町長から総括提案説明を受

けることにしたいと思います。

次に、各議案の取扱いですが、付託先などについて確認をしたいと思
います。

まず、日程 6．議案第 33 号 斑鳩町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例については、厚生常任委員会に付託。

日程 7．議案第 34 号 斑鳩町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例についても、厚生常任委員会に付託。日程 8．議案第 35 号 斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託。日程 9．議案第 36 号 斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 10．議案第 37 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 11．議案第 38 号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 12．議案第 39 号 斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 13．議案第 40 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 14．議案第 41 号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 15．議案第 42 号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託。日程 16．議案第 43 号 斑鳩町学校週 5 日制実施推進委員会設置条例を廃止する条例については、総務常任委員会に付託。日程 17．議案第 44 号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 18．議案第 45 号 史跡中宮寺跡整備検討委員会条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 19．議案第 46 号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託。日程 20．議案第 47 号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。日程 21．議案第 48 号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービ

スの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に付託。日程 22. 議案第 49 号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託。日程 23. 議案第 50 号 平成 26 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 6 号）についても、総務常任委員会に付託。日程 24. 議案第 51 号 平成 26 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）については、厚生常任委員会に付託。日程 25. 議案第 52 号 平成 26 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）については、建設水道常任委員会に付託。日程 26. 議案第 53 号 平成 26 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）については、厚生常任委員会に付託。日程 27. 議案第 54 号 平成 26 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 1 号）については、建設水道常任委員会に付託。日程 28. 議案第 55 号 衛生処理場焼却棟解体撤去工事請負契約の締結については、厚生常任委員会に付託。

次に、日程 29. 報告第 10 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程 30. 報告第 11 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 26 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 4 号）について）、日程 31. 報告第 12 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 26 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 5 号）について）につきましては、いずれも報告案件ですので、慣例により、初日に報告を受けることといたします。

この報告第 12 号につきましては、議員懇談会のときに総務部長から説明のありました衆議院解散に伴う補正です。

本会議初日に提出される予定の議案につきましては以上のとおりですが、ここまで確認いたしましたとおり付議議案の取扱いをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 小野委員。

小野委員 今、委員長ずっと述べてもらったときに、5 号と 6 号と間違われたとか、そういうこともあるのですが、総務部長から改めて説明を受けないということで、委員長も今、懇談会のときにはそういう、その旨を聞いているということで、それで結構なのですがね、やはり総務部長も来て

いますので、衆議院選の、第5号ですか、それを専決処分するという
ことを改めてね、この、委員長が説明する前にね、ちょっとこの委員会
でも言うといてもうたほうが後々いいのかなと思ってね。

私もあれとチェックしていたんですよ、この前の議員懇談会の。そう
したら、何で5号やのに、何で6号に変えたのかなというので、それで、
こちらを見たらなるほどと思ったんやけど、やはり今まででしたら総務
部長にもう1度、全部この議運で話ししてもらっていた。というのは、
懇談会から変更がある場合あるということをね、それは聞いていますけ
どね、それで、新聞報道でもみんなわかっていますけど、やはり議運を
開いた段階で、そのことを総務部長からもう1度この委員会に言うても
らって、それから割り振りをしてもらったほうが、今度、全協での委員
長報告がね、そのほうが綺麗じゃないかなと思いますねん。その点もち
よっとあるから考慮してもらえたらええかなと思います。

委員長

今、小野委員のほうからご提案いただきましたけども、議員懇談会
の際にこういう補正予算が出てくるよと、解散に伴ってというのはお聞き
していましたけども、内容については聞いていなかったの、それも含
めまして、総務部長いらっしゃいますので、この議運の場で説明を受け
るというふうにしたいと思いますけど、よろしいですか。

(異議なし)

委員長

そうしましたら。 乾総務部長。

総務部長

そうしましたら、ただいまの報告第12号の関係でございますけれど
も、先日の議員懇談会で申しあげておりましたけれども、衆議院が解散
になったということで、総選挙が、12月2日公示、それから12月1
4日に行われるということで、この選挙の執行に係ります補正予算につ
きまして、11月21日付けで専決処分をさせていただきましたので、
その額につきましては、衆議院議員の選挙費ということで1,250万
円の補正ということで、これは全額国庫、国のほうから選挙の委託金と

いう形で入ってまいりますので、この12月議会に議会の委任による町長専決処分の報告についてということで、これは一般会計の補正予算第5号になりますけれども、専決処分させていただきましたので、報告をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

委員長 特に質問等はよろしいですか。

(な し)

委員長 そうしましたら、今の報告いただいた件も含めまして、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認いたしましたとおり、付議議案の取扱いをしていただきますようお願いをいたします。

続きまして、(2) 要望書等の取扱いについてを議題といたします。

これまでに3件の陳情書などをお受けしております。この取扱いについてご協議いただきたいと思います。

まず初めに、これらの文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局から説明をお願いします。 寺田議会事務局長。

議会事務局長 それでは、これまでに提出を受けました3件の陳情書等につきまして、提出を受けた経緯などをご報告させていただきます。

まず、横田めぐみさん拉致事件に関する陳情でございますが、去る10月8日に、日本軍海兵隊片木豊氏から郵送で送られてまいりまして受け取ったものでございます。陳情理由は、陳情事項をごらんのように記載され、警視庁警視総監宛に送られた手紙の内容に関して議会のご理解と適法な執行をお願いされているものでございますが、添付されていま

す警視総監宛の手紙の内容が今ひとつわかりづらいものがございます。

次に、農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する請願ですが、去る10月20日に、農民運動奈良県連合会代表者森本吉秀さんから郵送で送られてまいりまして受け取ったものでございます。件名が請願となっていることから、請願としての要件が整っていない旨の連絡をいたしましたところ、要望・陳情としての取り扱いで構わないとのご返事をいただいております。

内容といたしましては、規制改革会議答申を受けて、政府が骨太方針2014ならびに新成長戦略に位置づけた農業改革を中止することなどを求められております。

3件目の、政府による緊急の過剰米処理を求める請願につきましては、去る10月20日に、先ほどの請願と一緒に、農民運動奈良県連合会代表者森本吉秀さんから郵送で送られてきたもので、この件につきましても、要望・陳情としての取り扱いで構わないとのご返事をいただいております。

内容といたしましては、主食の米の需給と価格の安定をはかるのは政府の重要な役割であり、緊急に過剰米の処理を行うことを求められているものでございます。以上でございます。

委員長

はい、ありがとうございます。

ただいま議題となっております陳情書について、それぞれ議員の皆さんのご意見をお聞きしていきたいと思っております。ちょっと読む時間も取りましますので、最初の陳情書からですね、委員会付託をして審査するのかどうか、議員配布にするのか、その辺の意見をお聞きしていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。 辻委員。

辻委員

この横長のやつ、ちょっと中、内容見たら、なかなか偏った感じもしますので、これはもう配布でええのかなというふうに思います。

それで。

委員長

1件ずついきますので。 伴委員。

伴委員　私もこれ、今、ぱっと目通させていただいて、何を言うてはるか、はっきり言ってわからんというように私は思いますので、もう配布にとどめればいいのかと思います。

委員長　ほかの委員さん、いかがでしょうか。今、お2人の委員さんから配布にとどめてはどうかと。　小野委員。

小野委員　私もそのように思います。

委員長　そうしましたら、この1件目の陳情書につきましては、議員配布にとどめさせていただくということで確認させてもらってよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長　それでは、ただいま議題となっています陳情書につきましては、各議員に配布にとどめることということで確認をしておきたいと思います。

次に、農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する請願について、委員皆さんの意見をお受けしたいと思います。

辻委員。

辻委員　ちょっこの、農業改革というのはこれから必要かなというのは思いますけども、まだこれに沿ってかなり混乱も生じるような気もしますので、ちょっと難しいけども、一応委員会で審議してもうたらなと思う。これ、多分、県の農業大会でこういう内容出てあったと思いますので、それも踏まえてまた、委員会付託でお願いしたいと思います。ちょっと難しいけど。

委員長　ほかの委員さん、いかがでしょうか。　小野委員。

小野委員 今の段階でまだわからないと思いますねけど、この農民運動奈良県連合会というのは、奈良県JAとはどういう関係にあるのか、また、どれぐらいの農民運動の、これ、団体、奈良県連合会という団体やねんけど、どれぐらいの組織のものなのかなということがちょっと知りたいんですがね。

とりあえず今、辻委員が、とりあえずいうのはおかしい言い方やな、辻委員がおっしゃっているように付託して、そこらのこともちょっと勉強してみたいなとは思いますが。だから、付託するという方向のほうが私はいいいのかなと。配布というだけやったらあまりにもちょっとあれかなと思いたしますが。それらも含めて、付託していろいろ、議会としてもね、勉強してみたいなと思うのですが。

委員長 局長のほうで、その団体については、わかる範囲、ありませんか。辻委員。

辻委員 前もこれで何か、こういう名前。俺かてどういふのかはつきり知らんけど、こういう団体で何か陳情来たような気もするねんけども。農業会議の何かいうて、何か。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時20分 休憩)

(午前9時24分 再開)

委員長 再開いたします。

今、委員お2人の方から、委員会に付託して審議してはどうかというご意見いただいていますけども、ほかの委員さん、いかがでしょうか。伴委員。

伴委員 私はこれは、今、非常にどうかなという感じでずっと、ちょっと考えておったんですが、なかなか答えが出にくいものじゃないかなというよ

うな感じがしまして、私は配布したらどうかなと思っています。

委員長 小林委員。

小林委員 今、辻委員のほうからですね、担当のほうで国のほうに要望されているということでしたら、今、なかなか、私もこの問題については、町議会としては結論を出すのはなかなか難しいのかなと思いますので、配布にとどめておくほうがいいのかというふうに思います。

委員長 飯高委員。

飯高委員 確かに今、農業を取り巻く関係はだんだん、次にも出てきますけども、厳しい状況にはなっているものの、しかし、政府としては方針を打ち出されてやっている。その中でこういった要望、陳情が出されているということに対しては、それはそれとして受け止めて、また、その後の過程をですね、やっぱり推移を見ていきたいなど。

いろいろ状況があると思うんです。今の高齢化の中でこの農業を維持していくということに関しては、皆さま、恐らくは理解はされているものの、しかし、政府としてもその中でどういった戦略を持ってどういう形で進めていくかということに苦慮されていると。それをまずはちょっと見守っていきたいなということで、今回は配布にとどめたらいいのじゃないかと思います。以上です。

委員長 お2人の方が付託。 小野委員。

小野委員 今、副委員長の意見もよく理解できますので、私も最初、付託してというようなことも考えていましたけど、全くそのとおりじゃないかなと。配布にとどめておいて、このことに賛成される方がね、議員提案されてもいいのじゃないかなと思いますので。先ほど、付託して研究したいということで、今、大体、休憩中にもわかりましたのでね、どういう内容か。それと、副委員長の今の意見にも同感いたしますので、配布にとど

めてほしいなど、そのように思います。

委員長 そうしたら、配布にというご意見、多数としますので、それでよろしいですか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、ただいま議題となっています要望書につきましては、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきたいと思います。

それでは次に、政府による緊急の過剰米処理を求める請願について、委員皆さんのご意見をお受けいたします。 辻委員。

辻委員 前回とこれと、ちょっといろいろこう、しがらみあるような感じの内容ですので、今後勉強してもらおうと、研究してもらおうということで、配布でもと思いますけども。農家にとってはこれは大変な、過剰米というのはありますので、今後やっぱりこれ、いろいろ、こういったところに改革をされるということも聞いていますので、その辺も一緒に、同様の扱いでということ。

委員長 伴委員。

伴委員 先ほどの陳情とやっぱりこう、絡んでいる内容、そして、やっぱり今後の推移を見ていくということで、配布にとどめてほしいと私は思います。

委員長 小野委員。

小野委員 先のあれとリンクしていますので、私も配布にとどめておいていいと思います。

委員長 飯高委員。

飯高委員 これにつきましてはですね、確かに過剰米ということに対しての強い意見があるのですけども、やはり今までからそういったこの過剰米をなくすというか、減らしていくという形で、過剰米があることによってJ Aの負担とか、政府の負担が言われているわけですけども、その中で今までから生産調整として国は政策をしているのですけども、なかなかその過剰米を減らすということもできない状態で、また、時期的にも、豊作になった場合においては過剰米がふえたりもします。しかし、徐々にそういった動向を、今、調査し、また、政策に生かしていくという方向で、今、進んでいっているとは思いますが、その動向も見ていきたいなと思います。

ということで、今、各委員さん言われましたように、配布でとどめておいたらいいのじゃないかということで思いますので。以上です。

委員長 そうしましたら、配布でというご意見が多いようですので、ただいま議案となっています陳情書につきましては各議員に配布にとどめることで確認をしておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、陳情書等の取り扱いについては、以上で終わらせていただきます。

総務部長のほうから、ほかに報告しておくことはございますか。

乾総務部長。

総務部長 特にございませんので。

委員長 そうしましたら、総務部長にはほかの公務もございますので、ここで退席をしていただくことといたします。

どうもお疲れさまでした。

暫時休憩します。

(午前9時31分 休憩)

(午前9時31分 再開)

委員長

それでは、再開いたします。

次に、(3) 議員定数削減による委員会のあり方についてを議題といたします。

この間ですね、議長から諮問を受けまして、次の改選時に議員定数が削減されるということで委員会構成等のあり方について議論をしてきましたが、先にスケジュールとこれまでに出席している皆さんから提案いただいた項目について、少し最初に確認をしておきたいというふうに思うんですが、3月の議会で条例改正を含めて議決が必要となりますので、いろいろ提案いただいた項目について、この議会運営委員会で結論を出して、全員協議会で全議員の皆さんに報告をして了解を得るという手順も必要となりますことから、大体この12月の開会中の委員会ではほぼ形をつくっていく必要があるかなというふうに思っています。

それとですね、これまで提案いただいていた項目として、委員会定数をどうしていくのかということと、委員会中心主義でいくのか、本会議中心主義でいくのかというテーマですね。

あと、事務局のほうで調べていただきますと、保育料の改定について、これまで町のほうでは要綱で定めていた関係があつて、保育料の改定について議会の議決を必要とするというふうにしてはしていましたが、今、条例で定めていますので、保育料を改定する際には条例改正が必要になりますので、あえてここに議会の議決が必要というふうにはうたわなくても条例改正で必ず議決が必要となるというふうになりますことから、この文言については削除していくという整理が必要かなというのが1つあります。

それとですね、この間、委員会視察等については、議会の議決、本会議で議決をして視察に行くという手続きが必要だったのですが、それにつきまして、閉会中については議長の許可で視察に行けるようにするという、そうした運用上の手続きの改定が、したほうが必要ではないかと

いうご意見がですね、以前からもありまして、そのことについてもお諮りをして整理をしていきたいなというふうに思っています。

それとですね、4点目、政党については配慮するものとするというのは、これまで文言では整理されてきませんでしたでしたが、最初にご意見いただいた中で、一定議論もさせていただいて、文言で整理をしていくという方向について確認をしていますので、これについても整理をしていきたいと思っています。

主にはそういうところなのですが、あと、きょうはですね、その中でも特に、委員会中心主義でいくのか、本会議中心主義でいくのか、この間議論もしてきましたけども、そのことについて議論を深めていただいて、できればきょう結論、きょうか開会中の委員会で結論を出していきたいなというふうに思っています。

それ以外の部分でですね、会議規則等の整理についても必要なことがありましたら、また、私のほうが報告した中で漏れているものがありましたら、委員の皆さんからご意見いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。 小野委員。

小野委員

大体それで網羅されているのじゃないかなと私は思っておりますし、その中で、委員会中心主義とか本会議中心主義、どちらかにするというね、決めていく、きょう議論しようかなということなんですがね、私はもういろいろな意見は出ていると思うんですよ。視察にも行って、その意味も皆さんも考えてもうているやろうし。ただ、委員会中心主義という言葉に対してのね、憧れっていうんですかね、委員会中心主義と本会議中心主義、本会議中心主義が劣っているというような考え方で皆さん思っておられると思うんですがね、本会議中心主義にしておいて委員会を充実させるという、委員会に付託していく、ただそれだけのことでね、できたらその今までの流れの中で開会中の委員会に、今、改正を、言ってもらっているのはわかるんですがね、このところ、委員長、副委員長の案というものをね、出してもらおうと、事務局と相談されてね。

この部分についてはまだ議論が必要だと委員長は思っておられるみたいですので、これは併記してもらって結構ですが、ほかの、委員会の定

数、それから政党配慮に対しての、それらの文言を正副委員長で開会中の委員会にね、たたきじゃない、見本。たたかないから見本ということで、案ということで出してもらったほうが。ちょっと、いろいろ議論していてもみんなの考え方がわからないと思う。確かに、委員会中心主義とまた本会議中心主義がどうやこうやと議論していてもね、わからないと思いますので、ちょっと委員長と副委員長で整理してもらって、こういう形やということも、それも一緒に出してもらえたらありがたいと思うのですが。この場でみんなで議論していても私はなかなか結論っちゅうのは出てこないと思います。もう正副委員長案を出していただいて、それで12月委員会で全議員に示しできるようなものをまとめてもらいたい。それで、3月議会に向けて議員提案できるようにと。

保育所の問題なんかはもうね、はっきりとしたやつやから、削除という形で、それでいいのかなと。もうほかには多分なかったと思うんですけど、委員会条例の中で、あれですかね、委員定数、だからもう議論してないんやけど、委員会をどうするんやということもね、委員会は今のままでということは皆さん同じような考え方やし、そこでもう定数だけをさわるということで。

私は、視察先の王寺町でもね、やはり議員は同じ数でやはり検討するのが正しいのだと、何か委員長は多いから委員長は1つしか常任委員会に所属していないというね、これはちょっとあまりにもちょっとさわりすぎちゅうかね、と思いますねん。やはり議員の公平性から言えば、常任委員会には同じ数は所属しなければいけない。そういう意味から複数制を取り入れたときに2つというように限定しましたので、ああいう形もいいなとは思いますがね、やはり条例としては、制度としては、見方によってはちょっとおかしいの違うかなという感じになってくる。だから常任委員に2つに所属するという形と、それから常任委員会は結局4つですかね、いろいろな、広報はもう常任委員会から外したらどうやという意見もありますし、生駒でのほうでの審議の仕方もいろいろちょっと研究してもいいなとは思いましたがね、今のままのほうがいいのかなと、そのように思っています。

ただ、あと、私は会議規則のそれを元へ戻してしまう、そのほうが今

後の運営にベターじゃないのかなと思っていますので、そのことも付け加えておきます。

委員長 今、小野委員から提案ありましたように、こちらのほうである程度文書も整理して提案してほしいということで、開会中の委員会までに、局長のほうでも今、会議規則は一通り見て、洗い出しもしてもらって、整理をしてもらっているところですので、書面でご提示させていただきたいなというふうには思っています。

これまで確認してきましたように、4常任委員会は維持をして、定数を7名から6名にすると。あと、議会運営委員会も、今、7名となっていますけど、それはもうそのままでもらってもよろしいですかね。そこもちょっとお聞きをしておきたかったですけども。 辻委員。

辻委員 まあ、一遍たたき台出してもうて、ちょっと。

委員長 小野委員。

小野委員 委員長、今、7名ということで、議会運営委員会っていうのはもともととは会派のね、集まりだった。まあ、斑鳩町では会派というのはないのですが。それから多いほうがいいのか、それから少ないほうがいいのかということもあると思うのですが、一番短略的に考えたら、選任方法がどうなのかなと思たりね。選んでいくのに、現在は2、2、2の1か。それで7名ということで、常任委員会を網羅しているという形。委員長のほうでは、常任委員会の数が一緒やったらそういう形がベターやと、今、考えておられるのか。

それも今、辻委員が言う正副委員長案として出してもらって、ちょっと多いという考え方するのか、やっぱり議会運営委員会のことですから多くの人の意見を求めるという形で。もう7名ということは、今度は定数が13ですから、もう完全に過半数超えてしまうから、議会運営委員会で決まったことはもうそのままそれでいくか、そこらのワンクッション置くのかな、とかね。委員会中心主義と本会議中心主義で、私がいつ

も言っているように、定数と委員の数というのはね、議会運営委員会には当てはまらないという感覚もするし、その点から7名というのはちょっと今の時点では多いように考えます。

またそれはそのときに考えさせてもらいたいなと思います。

委員長

そうしたら、私のほうでも基本的に、今、小野委員おっしゃったように、常任委員会の数等は変わらない中で、選出方法も変わらないのかなと。ただ、定数がね、15から13に減る中で、会派の集まりで、言うたら運営の相談をするということなので。ただ、これまで議会運営委員会に所属をしたいという希望が結構多かったものですから、7名でもいいのかなというふうに思っていますが、これも含めて、次回、文書でまた提案をさせていただきたいと思います。

委員会中心主義でいくのか、本会議中心主義でいくのかっていうところにつきましては、以前局長が資料で出していただいたように、標準町村議会会議規則の第39条のところですね、委員会に付託するものは、付託すると議決したものに限られる方式を本会議中心主義と。どちらの運用になるにしても、文言については、委員会に付託することができるっていうのと、省略することができるという、その文言が変わるだけなんですけども、ただ、いろいろ意見はございましたので、そのことについては、きょう、きょうっていうんですかね、また次回、資料で整理させていただいて、せやからきょうどっちにするのかっていうのだけ、いろいろ意見を見て、結論出しておけたらと。それで、次回文書で整理させてもらおうと思ってましてんけども。 小野委員。

小野委員

先ほど、それも含めてと saying いたのですが、時間的なこともね、余裕ありますから、委員長としてはもう少し委員の皆さんの議論を聞いて案をつくりたいというような思いだと思うのですが、議論してもらったらありがたいと思いますけど。

委員長

いろいろ、次回文章で、資料で提示をさせていただきますけども、あと議論しておく必要があるなと思っているのは、今、提案させてもらっ

た問題ですので、それぞれ委員の皆さんのご意見、お聞きしたいと思
います。 小林委員。

小林委員 文言をですね、変えることによって、事務的にはどのように変わるの
かな、また、本会議で議長が読み上げる量も変わるのかな、そういう事
務的なことについてちょっと、変化があるのかどうかお伺いさせていた
だきたいと思います。

委員長 局長のほうで、今、わかる範囲でかまいませんので。 寺田議会事務
局長。

議会事務 当然、39条ですか、それを変更する場合、当然要綱の変更というこ
局長 とで、本会議で要綱の変更の議決を、議決というか、打つだけのことで
す。

(「違う、聞いているの違う」と呼ぶ者あり)

委員長 小野委員。

小野委員 ちょっと、いろいろ聞いていたけど、私のほうからちょっとそのこと
で。議長の祝詞については全く変更ないのでね。ただ、今、あの会議規
則では委員会中心主義ですので、全ての議案は委員会に付託すると。だ
からもう、議運でその付託先、先ほどやっているように決めますから、
それを議長が、これについては総括質疑が終わったあとどこどこに付託
するという形で。それで委員会付託を省略する分、専決処分とかそれら
については、人事案件というのは、委員会付託を省略する。それは3項
のただし書きのにより会議に諮って、委員会付託を省略してもよろ
しいですかということをやっていると思う。

それから、本会議中心主義、39条を変更することによって、それは
逆に、例えばこの議案、総括質疑が終わったあと、これはどここの委
員会に付託しますがよろしいですかと議長が本会議で確認する。ただそ

れだけのことで、それでも委員会付託を省略するのはもうそのただし書きじゃなくて、委員会付託を省略しますということでもらったからそれだけのこと。

その文言が違うだけで、だから運営方法についても全く違わない。もともと地方議会は人数が少ないので本会議中心主義で、どうも委員会まで付託してとかそこまで掘り下げたことは少なかった。それを委員会に付託してやるために委員会中心主義という形が構築されてきた中で、39条、会議規則を変更して、ここに書いてある、委員会中心主義をやるんだったら標準の会議規則を変更しなさいと、そういう形で地方議会はやってきたんやけど、だんだんだんだん定数も下がってきたので、なかなかそれが維持ができなくなってきた。だから、本会議中心主義にしてあっても、何も本会議、昔のような簡単な審議しかしていないんやという、それはならないと、そのように思います。

委員長 運用上の事務的なところで言うと、そんなに変更はないんですけども、確かにそのことも考慮していろいろ審議はしていく必要はありますけど、本質的なところっていうんですかね、で、もうちょっと議論も必要かなと思うんですけども。事務的には、運用上はそんなに、読む量がふえるとか、そんなことはないと思います。 伴委員。

伴委員 私は以前からちょっと話させていたように、今回定数が2下がったことによって、その辺の委員会の定数、そして、から、まあ言うたら本会議主義にしたらどうかというようなご意見が出ている中で、私自身はこれ、委員会中心主義で問題そうあるのかなと思っている。実際、委員会中心主義でやっておられるところもありましたし、私自身はこのままでいいんじゃないかと、こういうように思っております。

委員長 小野委員。

小野委員 これ、何回も言うても、わからない人には何言うてもわからないんやと、そのように思います。ただね、委員会中心主義と本会議中心主義の

違いと。どちらにしてもね、本会議中心主義にしても委員会で深く下げる。そこへ付託するのが本会議からの皆さんの意見で付託先を決めているというのと、それから議運で決めて、ストレートにもう本会議でします、同じことなんです、やっているのはね。

ただ、委員会中心主義のときには、委員会の決議に本会議が拘束されるような定数であったらだめだという。だからもうこの際ね、先々のことを見ていって、また議員定数を下げていくと。6名というね、これが今、限度なんですよ。拘束されない限度なんですよ。だから先々、またいろいろな形で、ああ、議員定数多いやんかという形で下げていく場合も、本会議中心主義であったら、何らそこは議論せずに、もう10人にするなり、それはやっていけるんですよ。

それとまあ今、伴委員がね、やっておられるところもあるという。だけど、それはおかしいんですよ、運営としては。そのままそこは直さずに定数だけ下げていって委員会付託しておられる。現実に2つの常任委員会でやっておられる。これほどやっぱり。常任委員会の数もやはりある程度の数はふやさないかん。そのために複数制も取り入れている。だから、そこで本会議中心主義でやっている会議規則を元へ戻しておこうと、そのことに何らね、委員会中心主義やからこれは戻さなくてもいいねんという議論はならないんですよ。戻しておいて、委員会中心主義の、委員会で審議をすることをきちっとやってくれ、どこから見てもこういう形ですよ。

ただね、確かにね、本会議中心主義で審議しているところは遅れているというようなね、そういう考え方持っているのは蔑視です。それね、誤った扱い方しているのはもっと遅れているんです。誤っているんです。だからそのことさえね、変えることに何で躊躇するんやと。それで、私のところは会議規則にのっとって本会議から付託はしています。運用方法はほとんど同じことをやっているんですよ、今、委員長おっしゃるように。ただ、議長が本会議での進め方については、会議規則にのっとって1回ずつ諮ってもらおうと。この議案は付託してもよろしいですか。もちろんその前に議運で、今みたいに同じように決めているんですよ。だから議長にこういう具合にしてやってくださいと。それだけのことやね

ん。それでまだそういうような考え方するんやったらね、もうわけわからん。そうしておかなければいけないですよ、議会運営としては。それで、そのままやってと、それは確かにね、やれるんですよ。やっても問題ないんですよ。だけど、何のために会議規則あるの、何のために委員会条例あるの。これは会議ですよ。意思決定機関の会議する場所なんですよ、議会というところは。そこが、やれるからええんやと、やっているところもあるからいいんだと。だから違うんですよ。

だから王寺でもね、こんなん言うたら悪いけど、委員長に私はおかしいこと言うたらあかんやんと。19年に自治法が改正になって、複数制を19年にとっているんですよ。それに以前からうちはこういう形やってんと。なんて認知、あの人、7期ですよ。議長も経験しているんですよ。だからね、私はちょっと、それはね、おかしいなと。

だから、議会へ来ていてもね、何もこのことで、何ら問題ないんですよ、改正せんでも。だけど、それを改正しておこうと。今の状態からも改正する。それだったら拘束する6人という定数のね、委員会がどうやということもずっとこれ、議論しやなあかん。せやから、5人ではだめやということになっているし、定数も下げています。だからこそね、この会議規則を、この機会に、定数が下がる時にしようとしているだけですよ。それをまだこだわるというのはね、私は納得いかん。

委員長 ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。 辻委員。

辻委員 まあ一遍、たたき台出してもうて、その辺で。

委員長 たたき台って言うたかって、さっき言うたように39条をどう扱うかっていう文章を整理するだけなので、だから結論が出ないと、どっちでいくのかっていう、その文章をつくるだけなんですわ。 小野委員。

小野委員 39条は改正すべきです。しなければ、斑鳩町議会としては恥です。

委員長 小野委員のほうからね、本会議中心主義で運用。 小野委員。

小野委員

本会議中心主義にみんなアレルギー持ってはるねん、何か知らんけど。ほんまの意味の上だけで本会議中心主義はあかんねんっていうような意味も持ってはるねん。

だからそれじゃなくて、今、定数も下げました。委員会の委員の数をキープしようと、最低の6人、キープしようと、そうしたときに、会議規則の39条の改正が必要だと私は提案します。だから改正をしましょうということをやっています。

だから、本会議中心主義、委員会中心主義、ね。だから、またこれ、元へ戻してね、私はもう、いやなこと言うかわからんです、提案者、議員定数の。委員会中心主義は堅持しましょう、6人でいきましょうと、そのね、提案項目のときに、私はこれを説明してくれと言うた。だからそこをね、本会議中心主義だの言って、委員会の充実を図りながら定数を下げますというようなね、項目だったら、私はもう、すぐに。ただ、そのときに、どうしてもこれということになったから、また議論しましょうということでも話したんですよ。だからその議論をしようという。

なぜその改正、39条の改正したらあかんのですか。運用上、どれだけ問題あるんですか。改正しておきましょうと私が言うているんだから、それで改正のほうで、それがもともとの、標準の会議規則、それがそれです。ただ、委員会中心主義がやっていったときに、委員会とバランスをとるためにしたんです、本会議での順序を変えたんですよ。ただし書きで委員会付託をやめたんですよ。だからもう、それを戻すだけ。本会議中心主義でも何でもない、委員会中心主義でも何でもない、議会の正常な運営をやっていくために会議規則を改正しましょう、定数を下げたために。

定数を下げて委員の数を下げるのやったらね、それは別に問題ないです。だけど、委員の数を下げるということは、やはり充実させていくためにはだめだと。しかも、19年に自治法が改正になって、いち早く複数制取り入れている。だからそれは可能になっている。だからこそ会議規則の39条を改正しましょうと。

もっと言えば、そのことがあったから15人にとどめていたんですよ、

僕は。その意味をね、しっかりとね、考えてもうて、何もそこ、こだわ
る必要ないですよ。それがね、私はもう委員会中心主義でいきますねん
とか、委員会中心主義でいくんやったら委員の数、下げなあきませんね
ん。河合町がやっているように、4人の委員会つくっていますやんか、
あそこは。複数制取り入れていないから。それがいいんですか。

委員長 委員会中心主義のほうがいいとおっしゃる委員さんの、何て言うん
ですかね、今の小野委員のいろいろ根拠も示して言うてきはるものに対す
る委員会中心主義の根拠みたいなのは、ご意見としてははないですか。だ
から今の、定数が削減になって。 小野委員。

小野委員 もうそこに戻らんといて。せやから委員会中心主義がええのか、本
会議中心主義がええのかとか、そんなもう議論はね、前のときやったけ
どな、もうやめておこう、な。

だから、委員会は6人以上の委員会をこしらえておく。だから、も
もと定数の少ないなりに委員会構成ができた。斑鳩町の場合で言えば、
6、5、5、16人のときにやってきたと。それで委員会中心主義を採
用していった。6、5、5、3つの常任委員会でな。それは1人に1つ
という自治法のその縛りがあつた。そのときに、委員会中心主義やっ
ていくから、その6、5、5にした。それで、そうしたら、もともとの標
準の会議規則を変更しなければいけない。というのが、直接、ダイレ
クトにもうその委員会に付託するんだと。付託しない場合は3項によつて
議長が諮つてもうてますねん、委員会付託を省略してもよろしいです
かと。それで、会議でよろしいですよと。それが委員会の中心主義ちゅう
か、そういう形やねん。委員会にダイレクトにいつてるねんと。ただし、
そのときにその委員会の委員の数が本会議の定数の半数いてたら拘束さ
れるということ、だからそれ、みんな載つてある。だから、委員の充実
を図つていつて、それで定数を下げてきたから、そのもとの会議規則に
戻しておく、そのほうが会議をやっていく上で正当なやり方。こっちな
だけを下げてこれをそのままやっておくということは、会議規則に違反す
るんや、はっきり言つてね。

せやからそれが、この会議規則を元に戻したために、ものすごい複雑になるんかいうたら、ならない。議長の本会議場での祝詞も一緒、議会運営委員会で一応、この、決めておく。それで議長に、今度はこれで諮ってくださいと。皆さんがオーケーやったらそこへ付託しましょう。今までは、もう議会運営委員会で決まったことを議長がどこどこに付託しますって言うだけや。それだけのことや。だからきちっとした、斑鳩町は会議規則にのっとして、また、委員会条例にのっとして、議会を運営していると。そうしていくためにも会議規則の39条の改正、元へ戻すと、元へ戻すんですよ。その結果が、それが、ああ、ここは本会議中心主義やねんという見方である。ただし、委員会を充実させています。どちらかなんですよ、その形ね。

せやからもうみんな、4つの常任委員会で6人の委員というのはみんな、同じ、共通の、委員会中心主義と一緒にや、やっていることはね。ただ、会議規則を元へ戻しておく、それだけのことやねん。それを何にもこだわってね、委員会中心主義がええのか、本会議中心主義がええのかとか、そんなん議論するところ違う。

委員長

伴委員。

伴委員

今、小野委員からの意見というのは、確かにおっしゃる部分というのは私も理解できます。ただ、やっぱりちょっと考えの違いというのは、結局6人の委員会に今後するとした場合、拘束されるという部分での考えの違いやと、僕、思うんです。結局、最終的には、もしそうなった場合、13人で、議長の裁決っていうことで、まあ言えば拘束。これが7人のままでやるのであれば、おっしゃることは、僕、よく理解できるんですわ。これ、6人で、13人、まあ言えばそういう形でいけば、決して拘束される状況ではないので、このままでやっていけるんじゃないかと、今の39条でいけるんじゃないかと、こう私は思っているような次第です。

委員長

小野委員。

小野委員

拘束される場合はね、委員会中心主義の場合に本会議が拘束されたらいかんということなんです。数の問題やないんです。本会議中心主義で、今、言うている会議規則を改正して、議長がこの議案を上程されて、総括質疑をお受けしますと、今までどおり。それで、質疑ありませんかと。そうしたらこれは委員会に。会議、本会議と、そこらしっかり認識してもらわなあかんねん。本会議から例えば建水へ付託しますけどよろしいですかと議長が諮ってくれはるねん。諮るねん。それだけの違いやねん。諮ってあるやつやからこれはもう拘束、何人おっても拘束とかそういう、少なかって拘束されることはないねん。本会議から付託しているやつやから、委員会の意見はそのままこっちへあがってきてもかまへんねん、何もな。

せやけど委員会中心主義の、委員会に直接ダイレクトでいく場合、これは今度、本会議へ返ってくる、委員会の。そのポイントやねん。だから、拘束される数が6やったら拘束されるとか、7やったら拘束される、4やったら拘束されへんとか、そなん、拘束という、このな、委員会中心主義のときにその拘束されるということが出てきよるねん。それで、何ら、本会議中心主義のその会議規則を39条改正してあったら、もともとの標準会議規則やったら、別にそういう問題おきてこないねん。だから言うているわけです、変えておこうと。

そうしたら最初にも言うたんです。もう将来、これをもっと、12や10にしても6人の委員会は運営できますので、将来そうしてなっていく可能性もなきにしもあらずやから。だから、もう今、今のときに、13にしたときに、会議規則の39条を改正しておきましょうと。そういう意見を言うているわけやねん。

だから、委員会中心主義が、そら言葉的に、ここへ、議会へ来られたときに、委員会中心主義やからこれでやって、斑鳩町は委員会に付託して、どんどん付託して、審議している。どこもみんなやっておってん。それは、やってきたけど、今、複数制を取り入れないところは困っているねん。みんな、改正しながらやっていっている。それを改正せずになやしているところ、それは会議規則をしっかりと読んでいない、会議規則の意味をわかっていない、そういう議会やということです。そこと同

じようにしておくということは、私は絶対、だめですよ。ましてね、議員定数をそれだけ13というふうに下げた、提案した議員としてはね、そういう考え方で出されたとは、私は思いたくない。だからこそ、今、この26年度の議会運営委員会で議論しましょうという。議論になっていないやろう。説明、何遍してもわかっていない。そのことによって、何も、その提案されたことを否定しているんじゃない、賛成しているやん。だから今のときに直しかんなら、いつかまた直さな。あの保育所のあれでもそうやんか。条例化できてあるのに、あのときもう直しておかなあかんねん。この前、総務委員やったかな、何で監査委員から言われてからしかせえへんねんと言うたのと一緒やねん。だから、議会運営委員会、この斑鳩町議会としては、定数を下げた段階で、委員会の充実した6人の定数を、これ、議会運営委員の中で、議員の中でも6人の定数を下げようとする人はいてないやろ。だから、それを堅持するためには会議規則を、39条を改正しておきましょう、それが当然やということで、そういうことです。だから、結論としてはね、それは出てこないかわからん。意味、履き違えてはるねん。

委員長 ほかの委員さん、どうですか。 小林委員。

小林委員 斑鳩町議会としては、これまでも、そしてこれからも委員会中心主義でやっていくんだなというように思っていますし、実質的には運営は委員会中心主義でやっていますけれども、小野委員がおっしゃるように、それで今後、これまでも今後、議員定数どうなるかわかりませんが、今度13に下がる。そうなってくると、やっぱり本会議中心主義のような規定に直さなければいけないのかなというふうには思っています。

小野委員の説明に対して反論する根拠というのはあまり僕の中では明確に説明することができませんので、今の私の状態では、小野委員がおっしゃるように、実質的には委員会中心主義ですし、これからも委員会中心主義ですけれども、定数の関係上、本会議中心主義の文言に改めてもいいのかなというふうには思っています。

委員長

ほかの委員さん、いかがですか。

せやから、根拠持った反論がないということでしたら、文言については本会議中心主義の文言で整理をさせていただくということでまとめさせていただくことになりますけども。伴委員は、どうですか。

伴委員

説明されているのはわかるんですが、今回の定数削減とこれが、どうしてもこれ、やっぱりいろとかなあかんというところまで感じないんですわ。これが、まあ言うたら、あほんだら言われてもわからんというところがありまんねん。

せやから、ちょっと根拠といわれたら難しいですが、逆に言うたら、どうしても今回これをいろとかなあかんというところまで思えない。これでもやっていけるん違うかというような形、今、自身、私はきちんとした反論はできません。だけど、まあ言えば、13の委員会6であれば、これをなぜいらわなあかんねん、そこまで、絶対にいらわんとこれもう絶対に抵触して、もうこれは筋違いになるというところまで思えないというところですよ。

委員長

飯高委員は、いかがでしょうか。。

飯高委員

確かに本会議か委員会かということで、最終的には議会としてちゃんと町民さんに応えられる審議ができて、しなければならぬというのが根本的にあって、その流れの中でやっぱり議会はどうするべきだと、やっぱり一番最善の策を講じながら議会の運営をし、今回の議会、本会議、委員会ということで、やっぱりその辺のことが。また、その流れの中ですわね、今、伴委員も言われたですけども、やっぱり委員会中心主義でやってきたと。まあ、本会議中心主義でも、そない、その中のちょっとこの部分をさわるといふか、全体像は恐らくは、結局は委員会へ付託されてするんやから、その辺は変わらないということがあります。

小野委員のおっしゃることもよくわかるんです。きちっと将来において見据えた中において、それを、文言を整理しながら、将来において何

かあったときに、本会議中心主義であったその形がよかったと言えるような将来像を見もっているということの、そういった提案の中でされているとは思いますが。

今回、今、小野委員が提案されて、文言とかいろいろこう、整理される中で、もう1回ちょっと掘り下げて、こういう形になるということをお細かくちょっと、こちらもちょっと勉強しながらですね、それで提示させてもうて、そのときに伴委員さんもまた、ああ、こういう形になるんか、これやったらいいん違うかなとか、いや、ここちょっと、また、このところがやっぱり、懸念されているところがあったらまたご意見をいただきながら、やっぱり今、提示されていますので、目に見える形で見せたら、そのときにまた議論が深まると思います。

今やったら、このままやったらちょっと平行線になりますので、そういう形で、委員長、お願いしたいと思います。

委員長 小野委員。

小野委員 今、副委員長おっしゃるとおりだと思います。だから私は委員会中心主義でということは今まで、私も来たときからもう委員会中心主義で、斑鳩町議会は委員会に付託してということで、議会運営については全国的にも名前が通るようなね、議会運営をさせてもらってきたと、そのように思っています。いろいろなところの視察も来ています。いろいろなことも勉強させてもらいました。視察に来てもらって勉強させてもらいました。

それで、その中でね、やはりきちっと会議規則、それから委員会条例、それにのっかってやった。なぜかということで、疑問で、なぜこういう会議をするねん、何でこういう具合にしていくねん、その1つが議長の祝詞ですわね。祝詞って失礼やけど、その語り方。だから、本会議中心主義の議長の付託するところ、それは局長から、今のはありますから、整理してもらって、ここ変わるだけやということも出してもらって。

それで、委員の数を6名より下げることは絶対にならんと。それから4つの常任委員会があると。これはやっていくのはみんなの総意なんで

すよ。だからそれをキープしていくためには、そこの祝詞だけを変えていこうと。そのために、祝詞を変えるためには39条を改正せなければいけない。ここに2つの標準のことを書いていますから、局長の手元のほうでね。例えば、今、本議会、12月議会の付託していく順序、議長がいつもやっているようにね、総括質疑終わったあとこうする、それだけの違いやと。それで、会議規則によって、わかる人が見たら、ああ、ここのはこういう形で会議規則も改正しているんだなと、そういうことがわかると思います。それで、委員会の充実を図っておられる。やっぱりそこが進んだところ。だから、何もうちは委員会中心主義でやっていますよ、本会議中心主義で後退しましたよと。後退じゃないんですよ。それが斑鳩モデルです。きちっとしたね、複数制を取り入れて。

それで、この複数制を取り入れるのも、自治法が改正なかったらだめなんです。当時のね、いつもの松田議員って言いますがね、あの人はもう、結局スペシャリストやと私は思っています、議会運営についてね。最初の議会運営委員長ですからね。だから、ものすごく研究もされた。それが、定数のときに、わかりながら言わはってんと私は理解しています。1つに所属するって書いてあるだけやから、2つ所属してもええやんかと、自治法がね、そういうことも言われたことあって、もうそこは違いますやろと。そうしたら、自治法の改正になったらこうしようということやってきた。複数制を一番先に取り入れた。そういう先輩たちのいろいろな検討してきた経緯、それらもちょっと考えてもらいたい。何も、私は、委員会中心主義やと誇らしげにこう言うのも必要です、確かにね、今までやってきたから。だけど、やはり会議規則と、改正することによって、委員会の充実をそのまま堅持できるということで、改正するのに全然やぶさかではない。そこらを理解してもらいたいなど。

だから、局長の手元で、本会議中心主義、という言葉あまり使こたらいかんけど、改正したら本会議中心主義という形で最初は出発していますからね、会議規則は。だからそこへ戻ったらこういう形です、けど委員会はこういう形です、ずっとね。そういうのをちょっと1回、次のときまでに出してもらって、皆さんにやっぱり理解を深めてもらいたいな。

次回また、ちょっとわからん、こんなん何でやの、何でそこへ、本会議中心主義に戻さんなんねんという気持ち、お持ちの人がおられる。私自身もそうですよ。だから、あのとき、最初に議員定数を出されたときに、私はしつこく質問していたのはそれですよ、委員会中心主義を諦めるのかということね。それでこの定数なのかということも。あの特別委員会の議事録読んでもうたらわかると思う。私はそれを盛んに言うていたんです。最終的にもう1度、この定数が確定したら、当然1年間あるから、そこで修正するところ、いろいろやりましょう、議論しましょうと。ただ、その議論で私が提案していることに対してね、結局、何か委員会中心主義を潰してしもているというようなね、そういう認識でおられるんだったら、それはちょっと考え方が違いますと。議会運営、斑鳩町議会がやはりもっと発展していくために、住民のために、今までと同じような委員会中心主義の扱いをやっていく。ただし、最初の祝詞については本会議中心主義の会議から、本会議から付託する。今でしたら、議長からダイレクトに直接やっている。議長からということは、議会運営委員会ですけど、議長から会議にもう報告しているだけです。その違いだけですもん。それを改正しておこうということですね。その点ちょっと、1回つくってもらって、皆さんに理解してもらったらと、そのように思いますので。

委員長

意見としては、委員会中心主義の方もいらっしゃいますけども、本日、次回文書を整理して出してほしいということですので、文言の整理としては、次回、本会議中心主義で運用する際の文書で整理して出させていただきますので、だからまたそれまでにいろいろ勉強していただいて、もし納得いかないという場合がありますたら、次回の委員会でまたいろいろ意見出していただいて、最終的に決を取るということで、きょうはこの辺までにしておきたいと思いますけど、それでいいですか。

(異議なし)

委員長

そうしたら、次回、正副委員長で文書をまとめる際にはそういう形で

提案はさせていただきますので。

そうしましたら、(3)の議員定数削減による委員会等のあり方については、以上をもちまして終わらせていただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そうしましたら、次に、その他について、委員皆さんのほうから質疑、ご意見等はございませんか。

(な し)

委員長 視察でですね、大規模災害の対策について、議会運営委員会として調査を行ってきましたけども、それぞれ皆さん勉強されて思うところがあると思うんですが、議会運営委員会として。先、意見聞くわ。委員の皆さんのほうで、今後の方向ですね。一応提案があった際に、つくっていただいはどうかということでご提案いただいて調査をしてきましたけども、今後の方向性について、それぞれ皆さん感じていることも含めてご意見いただければなというふうに思うんですが。 辻委員。

辻委員 このあいだ生駒市のほうに視察に行かせてもうたら、そういうことで、議員の災害のあれつくことで行政に負担かかるのかなというふうな、私、半分思てましてんけど、何か逆の方向やということできしらえたということも言われていますので、ちょっと今後やっぱり、ある程度一定のそういう、あれ、要綱になるのかな、ここへ入ってきよるのかな、どこに入ってくるの、災害。

(「要綱です」と呼ぶ者あり)

辻委員 要綱かな。それも一遍また、ある程度機関にあったモデルになった、また地域的にちょっと、若干違うと思いますので、それも今後やっぱり検討していくべきかなというふうには思っています。

委員長 小野委員。

小野委員 ちょっと、あまり認識不足で笑われるかわからんけど、町のほうではああいうきちっとしたものはあるのかな。そこらもちょっと、向こうへ行ってね、市の対策本部へ議長が入っていくとかね、議会は議会でその連絡網まで回すと、あれはやっぱり必要なことやろうなと思っていたんですが、訓練もそうしてまだやっていないからわからんというようなこともあるねんけどね、そういう要綱を議会としてつくるのはやはり必要かなという認識はあります。

ただ、改選ですから、ちょっともう宿題いいところやと思います。今から間に合わないと思います。だから、視察でやっぱり必要だということのをね、今の議会運営委員会は結論付けておくというのも1つの方法かなと。もう少し早くからだったら議論して、いろいろな、町とリンクした要綱もつくれるのかなとも思いますけど、やはり、独自のそういうものを、独自じゃないけどリンクしたね、要綱がやっぱり必要だと、災害に対してのね、そのような感覚で帰らせてもらいました。

委員長 伴委員。

伴委員 今、お二人方の話と私も同じで、必要やと。だからもうやっぱりこれは確実に宿題というような、時間的な問題でということになるのかなとは思いますがねんけど、必要やということは私も同じ意見です。

委員長 そうしましたら、改選まで時間もないので、この任期中につくるというのは、まとめていくっていうのは難しいですけども、やっぱり調査をして、今後継続して調査もしていきますし、議会運営委員会としては必要だと、つくるという方向で確認をさせていただいて、改選後に先送りになってしまうかもしれませんが、今後調査をしていくということで確認だけさせていただきたいと思いますので。ありがとうございます。

ほかに、その他の部分で何かございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 そうしましたら、議長のほうからございませんか。

(な し)

委員長 事務局のほうからは、ないですか。

(な し)

委員長 それでは、その他についてもこれをもって終わります。
以上をもって、本日の議会運営委員会を閉会といたします。
どうもお疲れさまでした。

(午前10時29分 閉会)